

役員等報酬規程

社会福祉法人めぐはうす

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐはうすの役員等（評議員及び役員（理事及び監事）並びに評議員選任・解任委員）の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第十五条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、当法人に常時雇用される者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、(2)の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第六条による者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬（職務執行の対価として受ける財産上の利益等）のことをいう。

(役員等の報酬等)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会に出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表1に定める金額を支給する。

- 2 常勤役員に対しては、当法人に常時雇用される職員として、給与規程に基づく給与の支給を受ける。理事会及び評議員会への出席した場合でも、給与規程に定める給与の支給以外に報酬は支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会及び評議員会に出席の都度、別表1に定める金額を支給する。
- 4 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席の都度、別表1に定める金額を支給する。
- 5 評議員および非常勤役員が、理事会および評議員会以外の日において、法人事務所内で法人運営および監査等のための業務にあたった場合は、別表1に定める金額を支給する。

(実費費用の取り扱い)

第4条 役員等が、評議員会および理事会に出席するための交通費、並びに職務を行うために要する費用などの実費経費については、弁償しない。

(支給の方法)

第5条 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき源泉徴収等の金額を控除して、原則として現金をもって本人に支給する。

- 2 評議員及び非常勤役員、評議員選任・解任委員の報酬は、業務にあたった都度、支給する。
- 3 常勤役員の報酬は、当法人の給与規程に基づき支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、法令の定めるところによる控除すべき源泉徴収等の金額に1円未満の端数が生じたときは、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(改正等)

第 7 条 この規程の改変等は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(附則) この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。

役員等報酬規程 別表 1

区 分	単 位	支給する金額 (源泉徴収した後)	備 考
評議員	日額	3, 0 0 0 円	
常勤役員	日額	0 円	常勤職員として、給与規程により報酬を支給する
非常勤役員	日額	3, 0 0 0 円	
評議員選任・解任委員	日額	3, 0 0 0 円	